

事例番号:370097

原因分析報告書要約版

産科医療補償制度
原因分析委員会第四部会

1. 事例の概要

1) 妊産婦等に関する情報

経産婦

2) 今回の妊娠経過

特記事項なし

3) 分娩のための入院時の状況

妊娠 38 週 3 日

18:36 15 分毎の子宮収縮を認め分娩目的で入院

4) 分娩経過

妊娠 38 週 3 日

21:40 陣痛開始

妊娠 38 週 4 日

0:22 経膈分娩

5) 新生児期の経過

(1) 在胎週数:38 週 4 日

(2) 出生時体重:2600g 台

(3) 臍帯動脈血ガス分析:実施なし

(4) アプガースコア:生後 1 分 9 点、生後 5 分 10 点

(5) 新生児蘇生:実施なし

(6) 診断等:

生後 3 日 痙攣、振戦様動作のため A 医療機関へ紹介、入院

生後 10 ヶ月 座位不可、筋緊張低下あり

1 歳 2 ヶ月 座位不可、四肢痙性を認める

(7) 頭部画像所見：

生後 3 日 頭部 MRI で大脳基底核・視床に明らかな信号異常を認めない

6) 診療体制等に関する情報

(1) 施設区分：診療所

(2) 関わった医療スタッフの数

医師：産科医 1 名

看護スタッフ：助産師 1 名

2. 脳性麻痺発症の原因

妊娠経過、分娩経過、新生児経過に脳性麻痺発症に関与する事象を認めず、脳性麻痺発症の原因は不明である。

3. 臨床経過に関する医学的評価（2020 年 4 月改定の表現を使用）

1) 妊娠経過

妊娠中の管理は一般的である。

2) 分娩経過

妊娠 38 週 3 日および妊娠 38 週 4 日の分娩経過中の管理（分娩監視装置装着、内診等）は一般的である。

3) 新生児経過

(1) 出生後の管理は一般的である。

(2) 生後 3 日に痙攣、振戦様の動きが持続していたため、A 医療機関小児科に紹介受診としたことは一般的である。

4. 今後の産科医療の質の向上のために検討すべき事項

1) 当該分娩機関における診療行為について検討すべき事項

なし。

2) 当該分娩機関における設備や診療体制について検討すべき事項

なし。

3) わが国における産科医療について検討すべき事項

(1) 学会・職能団体に対して

原因不明の脳性麻痺の事例集積を行い、その病態についての研究を推進することが望まれる。

(2) 国・地方自治体に対して

なし。